

## 「5年後の日本を考える会」規約

- 1 名 称 本会は、「5年後の日本を考える会」と称する。
- 2 事務所 本会の事務所は、東京都内に置く。
- 3 目的 本会は、『総論賛成・各論賛成』つまり「自分がちょっと損をしても、社会全体が良くなることを優先する」という価値観を持った大人が、政治や行政にもっと関心を持ち自ら関わっていくことで、より良い「5年後の日本」を実現するために必要な政治活動を行うことを目的とする。
- 4 ビジョン
  - ①日本の現状を正しく知り、自らが責任を持って政治に関与する。
  - ②既得権を持つ人のためではなく、最大多数の国民の幸せを目指す政治の実現。
  - ③自分たちの世代の幸せのためだけでなく、これから生まれてくる子どもたちの幸せを目指す政治の実現。
  - ④日本を破たんさせない。
  - ⑤国民の声の受け皿になる。
- 5 事業 本会の目的・ビジョンを実現するために、次の活動を行う。
  - 1) 一人でも多くの方々に政治や行政に関心を持ってもらうための啓発活動
  - 2) 政治や行政に関心を持つ会員へ政治・行政の「今」を伝える情報提供活動
  - 3) 政治や行政に関心を持つ会員や当会に賛同する有識者とともに政策立案活動
  - 4) 中小・零細・ベンチャー企業の経営者を育成・支援し、日本経済を活性化させる活動
  - 5) 中小・零細・ベンチャー企業の経営者が政治・行政に関与するための啓発・教育活動
  - 6) 本会の主旨に賛同する会員の募集活動、会員獲得のための宣伝活動
  - 7) 上記1)～6)のための勉強会・研究会・講演会・相談会・タウンミーティング・フォーラム等の開催
  - 8) 会員相互間のコミュニケーション活動、会員への情報提供を目的とした機関誌・その他印刷物の発行
  - 9) その他、本会の目的達成に必要な事業
- 6 会 員 本会の目的に賛同し、会費を納入して所定の手続きを経た者を会員とする。ただし、本会にふさわしくないと判断した場合は、入会を認めない場合がある。また、会員登録後に本会がふさわしくないと判断した会員は、退会させることができるものとする。その際、入会拒否・退会の判断理由に関しては、一切の説明義務はないものとする。
- 7 役 員 本会は次の役員を置く。  
会長、副会長、幹事、会計責任者、会計職務代行者など
- 8 会 議 本会は、定期的に役員会を開催する。

- 9 経 費 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 10 会 費 本会の会費は、入会金一口 2,000 円とし、一口以上の任意の口数とする。  
なお、入会金一口以上で会員資格を継続的に得るものとし、年会費は 0 円とする。
- 11 会計年度 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
- 付 則 本規約は、平成 26 年 2 月 12 日より施行する。  
本改定版は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。